

大磯町子どものための教育・保育給付に係る認定基準(案)

項目	国の示す基準	町が定める基準	町の考え方
<p>保育の必要性の事由</p>	<p>児童の保護者のいずれもが、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当し、児童に対する保育が必要と認められる場合。</p> <p>(1)就労</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)</li> <li>・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。</li> </ul> <p>(2)妊娠、出産</p> <p>(3)保護者の疾病、障害</p> <p>(4)同居または長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院している親族の常時の介護、看護</li> </ul> <p>(5)災害復旧</p> <p>(6)求職活動(起業準備を含む)</p> <p>(7)就学(職業訓練校等での職業訓練を含む)</p> <p>(8)虐待やDVのおそれがあること</p> <p>(9)育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>(10)その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	<p>国基準どおり</p>	<p>国基準内容とすることが、適正な保育の実施を確保する上で妥当であることから国基準どおりとする。</p>
<p>区分・保育の必要量</p>	<p>主にフルタイムの就労を想定した保育認定と、主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行い、大括りな2区分とする。</p> <p>(1)保育標準時間</p> <p>1日 11 時間まで(就労時間の下限は、1週当たり 30 時間程度)</p> <p>(2)保育短時間</p> <p>1日8時間まで(就労時間の下限は、1か月当たり 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする)</p>	<p>2区分</p> <p>(1)保育標準時間</p> <p>国基準どおり</p> <p>(2)保育短時間</p> <p>1日8時間まで(就労時間の下限は 64 時間とする)</p>	<p>保育短時間の就労時間の下限については、現行の町要領「1日4時間以上で、週平均の就労日数が4日以上」の時間数を引継ぎ、1か月当たり 64 時間とする。</p>

項目	国の示す基準	町が定める基準	町の考え方
優先利用等	<p>1. 調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。</p> <p>2. 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、措置制度を併せて活用。</p> <p>3. 「優先利用」の対象として考えられる事項については、次のとおり。</p> <p>(1)ひとり親家庭</p> <p>(2)生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)</p> <p>(3)生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>(4)虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p>(5)子どもが障害を有する場合</p> <p>(6)育児休業明け</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合</li> <li>・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設・地域型保育事業の利用を希望する場合</li> <li>・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合</li> </ul> <p>(7)兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>(8)小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</p> <p>(9)その他市町村が定める事由</p>	国基準どおり	国基準どおりとすることが、児童福祉、子育て支援並びに女性の就労支援に資すると考える。